部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

② 平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸㋕及び㋖の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請けとしての経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。また、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。

なお、当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局を含む。）、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があること。

⑻ 国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕監督保全室が工事監理を担当した当該工種工事のうち平成19年４月１日から平成20年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が60点以上であること。

⑼ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽ １⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと。

⑾ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

⒀ 総合評価落札方式において提出された施工方法等の提案（以下「技術提案」という。）が適正であること。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制を評価する。

② 「排水配管の施工品質の確保に関する取組み」を評価する。

③ 「トイレ改修における使用者の利便性を考慮した工程管理に関する取組み」を評価する。

④ 「工事の騒音・振動による執務への影響の低減に関する取組み」を評価する。

⑵ 総合評価の方法

① 標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（評価基準等の詳細は入札説明書参照。）。

③ 評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、価格及び上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶ 落札方法

① 入札参加者は、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑ 提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

② 上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４ 入札手続等

⑴ 担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（中央合同庁舎第２号館13階）国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111（内23153）ファクシミリ03―5253―1541

⑵ 入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成21年９月14日から平成21年11月24日までの土曜日、日曜日、祝日を除く、10時00分から17時00分まで。なお、図面等については貸与とするので入札説明書を参照すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、次のとおり交付する。４⑴に電話にて申し込むこと。

① 交付期間：平成21年９月14日から平成21年11月24日までの土曜日、日曜日、祝日を除く、10時00分から17時00分まで。

② 交付方法：上記①の期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びＣＤ－Ｒ（未使用のもの）を同封し、４⑴へ郵送すること。ＣＤ－Ｒに複製したものを折り返し返送する。

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成21年９月14日から平成21年10月14日まで土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、４⑴に持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）すること。

⑷ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成21年９月14日から平成21年10月14日まで土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで。

提出先：４⑴に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）とする。

⑸ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成21年11月24日（火）15時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、持参又は郵送による入札の受領期限は、平成21年11月24日（火）15時00分（必着）とする。

開札は、平成21年11月25日（水）10時30分。大臣官房官庁営繕部管理課入札室において行う。

５ その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は銀行等の保証（取扱官庁　国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。